



お気軽にご利用ください

納税相談

市では、納税についてのさまざまな相談を受け付けています。

税務課管理収納係 ☎ 1132

一人で悩まずご相談ください！

失業や、災害・病気などで納税できない事情のあるかたは、早めに税務課へ相談してください。

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）の午前8時30分から午後5時15分まで、税務課（市民文化会館2階）で市税などに関する納税相談をお受けしています。

夜間納税相談・納税窓口を開設します

昼間に納税や納税相談ができないかたのために、次のとおり夜間納税相談・納税窓口を税務課に開設しますので、ご利用ください。税金を未納のまま放置しておく、延滞金が増えるだけではなく、法律に規定された「差し押さえ」などの強制手段を使用することになります。早めに相談してください。

夜間納税相談窓口

ところ 市民文化会館2階
とき 3月13日(木)から
毎月第2・第4木曜日
午後7時30分まで



※市税の納期は、「広報とば」毎月16日号（2月のみ1日号）最終ページの生活力レンダーに掲載しています。
納期限内納税にご協力ください。

納税は安心して便利な

口座振替をおすすめします

口座振替とは、納期限の日にあなただの指定の預貯金口座から金融機関があなたに代わって納税する制度です。納めに行く手間や時間も省け、納め忘れもなく大変便利です。一度申し込みをいただいたら、毎年手続きをする必要はありません。ただし、口座名義などに変更があった場合、再度手続きが必要となりますのでご注意ください。

利用できる税

- ◆ 個人の市・県民税（普通徴収分）
- ◆ 固定資産税および都市計画税
- ◆ 軽自動車税
- ◆ 国民健康保険税

利用できる金融機関

- ◆ 百五銀行本店および各支店
- ◆ 第三銀行本店および各支店
- ◆ 中京銀行本店および各支店
- ◆ 三重銀行本店および各支店
- ◆ 三重信用金庫鳥羽支店
- ◆ 東海労働金庫鳥羽支店
- ◆ 鳥羽志摩農業協同組合鳥羽支店
- ◆ 三重県信用漁業協同組合連合会伊

勢鳥羽支店

◆ ゆうちよ銀行（郵便局）

申し込み手続き

あなたの預貯金口座のある取扱金融機関か税務課、市内各連絡所に左記のものをご持参の上、お申し込みください。

- ① 納税通知書
- ② 預貯金通帳
- ③ 印鑑（金融機関への届出印）

口座振替の開始時期

手続きが完了するまで1か月ほどかかりますので、余裕をもって手続きをお願いします。

残高不足などで振替えできない場合

各税目の納期限に残高不足などの理由により、口座から振替えできない場合、納期限後に督促状が發送されますのでご注意ください。

納期限の前日までに、口座の残高の確認をお願いします。
くわしくは、税務課管理収納係へ。